

沖田行司「膨張する国家と天皇——井上哲次郎の世界論」について

中野目 徹

一九八九年（平成元）二月二十四日に挙行された昭和天皇の「大喪の礼」には、世界百六十五の国と二十七の国際機関を代表する弔問者が参列し、また、翌年十一月十二日に行われた今上天皇の「即位礼正殿の儀」にも、百五十八の国と国連・ECからの使節参加をみた。二つの行事は、テレビ等のメディアを通して、見つばさに伝えられ、膨張する国家（『経済大国日本』）と天皇の深い関連性を国民一人一人にまで強く感じさせたのである。学界や論壇で天皇が活発に論じられるようになったのはその後からで、今回のシンポジウム「転換期における国家と天皇」もそれらの動向を意識し、思想史学の立場からいかなるアプローチが可能なのかという課題のもとに設定された。

このうち「近代の天皇」をテーマとする沖田行司氏の報告は、「膨張する国家と天皇」と題し井上哲次郎の教育思想をめぐってなされた。同報告の中でも述べられたように、昨今の天皇をめぐる議論は、かつての天皇制をめぐる議論の呪縛から比較的自由な地平で展開されているようにみえる。しかし、膨大な天皇制研究の中から何を批判的に継承すべきなのか、あるいは、膨張する国家と天皇というま

さに現在進行形で語りうるテーマを、研究対象としていかに相対化していくのかといった難問に、私たちはつねに直面せざるをえない。そして何よりも、九重のうちと称される宮中は、今も昔も菊のカーテンと呼ばれるベールに包まれている。とりわけ生身の天皇について云々することを憚る風潮は、むしろ国民の美風（？）としての默契を得られているようにさえ思われる。また、これは大喪にともなう一連の行事の一つとして行われた殯宮伺候に参じたある方から伺ったのだが、私たちがテレビの画面で「古式にのっとり」という常套句とともに見たあの間に、伺候者には紅茶とサンドイッチの夜食が供されていたのだという。おそらく、「近代の天皇」をめぐる議論の難しいところは、このあたりの実態とイメージの乖離にも潜んでいるのだろう。これら様々な次元の問題性を孕む「近代の天皇」に關しては、なお多くの解決課題が残され、新たな研究視角が要請されているのである。

沖田報告においては、明治国家のイデオログとされる井上哲次郎に再度光を当て、明治年間には「教育勅語」の官製解説者であった井上が、なぜ一九二五年（大正十四）に刊行した『我が国体と国

『民道徳』では「筆禍事件」を起こし「不敬」とされたのか、この疑問を「世界論」のレベルで説明することを通して、「転換期における国家と天皇」の一つのあり方が問われた。

* * *

沖田報告は次の三つの視点からなされた。第一に、シンポジウムの全体テーマである「転換期」を、明治中期～昭和初期という長いタイムスパンで捉える、第二に、「欧化と伝統」という分析軸を用いる、第三に、「教育思想史」の立場を一貫する、という三点である。これらの諸点について、順に整理と検証を加えていくことで、沖田報告の意義を明らかにしていきたい。その際、沖田氏によってすでに上梓されている『日本近代教育の思想史研究』（一九九二年、日本図書センター）の成果もふまえて論評したい。

第一に、検討の対象とした時期であるが、一般的に「近代の天皇」を考察する場合の「転換期」といえば、幕末・維新期か今次大戦後の占領期ということになる。それをあえて、日露戦後を中心とする明治中期～昭和初期を対象を絞ったのは、一八五五年に生まれ一九四四年に没した井上を取り上げるかぎり止むを得ないことではあるものの、沖田氏はそこにより積極的な意味を見いだそうとしている。つまり、現代的関心を起点とする適及的な時代区分論に立って、制度的に確立された「近代の天皇」が変質していく過程を「転換期」と捉え、その要因を「国際化」すなわち「膨張する国家」にともなう異文化接触に求めようというのである。いわば近代全体を「転換期」と捉える視点によって、ユニークなアプローチを可能にしたこ

とは確かである。

第二に、異文化接触の問題を思想史のテーマとする方法として、「欧化と伝統」の相克を近代思想の課題と捉え、両者の間で分裂する意識の止揚が模索された点に注目する。井上についても、儒教的な徳目が「伝統」、西洋哲学が「欧化」というような単純な二元論は排斥され、むしろその融合が生涯にわたって目標とされたのだという。具体的には、「日本哲学」を構想する中で宗教批判を行い、それらの成果を国民道徳論として社会に還元していく。ここでより重要なのは、沖田氏が思想評価のもう一つの軸として各民族の「共通性」と「個別性」という概念を導入していることであろう。これによってたとえば井上の勅語解釈とキリスト教批判の間には、前者の場合は哲学という世界民族に普遍的な原理で説明し、後者では日本民族の個別性から批判するという矛盾をきたしている、と指摘する。

第三に、「教育思想史」の立場を一貫させようとしている点である。沖田報告は、「学制」から説き起こされ、明治二十年代に完成した日本の国民教育が勅語体制といえるものだったとした上で、その内実を埋める国民道徳論の形成こそが井上の思想的課題となつたとする。井上の知的営為が教育の分野にかぎられるものでないことはいまでもないが、明治青年の第一世代として、彼の思索と行動が常に現実の明治国家をめぐってなされたこともまた確かであった。「教育思想史」の立場は井上の思想世界を説明していく上で有効なものとして作用したと考えられる。もっともそのために、井上の国体論や進化論の構造への本格的な論及はなされないこととなつ

た。

沖田報告は、以上の三つの視点に立って井上哲次郎の国民道徳論を勅語解釈と宗教批判から明らかにし、その中心に潜む天皇観の陥穽を提示しようとした。その狙いは、フォーリーの参加者を含めておむねの理解を得たものと思われるが、如何せんシンポジウム全体の制約と、報告の前半部分で時間を超過したため、最後の「我が国体と国民道徳」の位置づけは、論理的整合性を求めることにのみ急だったらしいがある。そこで次に、井上はなぜ「我が国体と国民道徳」において「不敬」を問われなければならないのか、若干の材料を補足しながら考察し、あわせて沖田報告で残された課題に言及することでコメントを結びたい。

* * *

問題の『我が国体と国民道徳』は、一九二五年九月十日に広文堂書店から刊行された四九八頁の大冊である。出版当初はとくに問題もなく、井上は「謹厳な道徳論者」（九月二十三日付『読売新聞』）との評価を維持していた。すでに同年四月には哲学会長に再選され、十月には貴族院議員にも勅選されている。

ところが翌年九月になると、同書中とくに七頁の三種の神器に関する記述、「元との鏡と剣は、疾くに失はれて、今は只模造のそれが存して居るやうである」に対して、頭山満ら四人による非難の小冊子が出回り、「筆禍事件」へと発展する。井上は、自身の主宰する雑誌『東亜之光』誌上に、「但鏡と剣とは疾くにそれぞれ別に御神体としてお祭りすることになつて居るのである」との訂正文を掲

げたが、結局すべての公職から退き、一九二九年（昭和四）には暴漢に襲われて負傷するにいたる。一連の事件の背景には、井上が大東文化学院総長として同学院の三教授を解職した事件があり、純粋な思想事件とは考えられない側面も存在する。しかし、沖田報告では充分に触れられなかったこの事件は、明治年間のいわゆる「教育と宗教の衝突論争」にも劣らない意味を有していると思われる。

その意味とは、前述したように井上の世界論には西洋哲学が目指す普遍的原理への思考が胚胎していて、とりわけ合理的精神が大きな比重を占めていたことである。この点は、すでに早く源了圓氏によっても、井上の勅語解釈をめぐって指摘されている。そのような世界論に基づいて、井上の『古事記』や三種の神器に対する合理的見解も導かれる。事件から十年以上後に書かれた回顧録でも、井上は「何等不敬の念が有つたわけではない」（『懐旧録』）と言い、青年に向かつて東洋文化と西洋文化の融合を説き、その「西洋文化の長所は希臘主義の結果によつて起れる科学的研究と功利主義とにある」（昭和十三年二月十六日の演説）として憚らない。この意味では、「忠君」「愛国」などの勅語的徳目を世界民族に共通なものとして理解する井上は、疑いなく「明治啓蒙の子」といえるであろう。

だが、このような合理的解釈は、一部の国体論者には見逃せない種類のものと映った。一九二六年（昭和元）十月に、井上の著書について請願上奏をなした陸軍少将（ただし後備役）の肩書きをもつ草生政恒なる人物には、「神器の事を軽く取扱つた」もので、「独り皇室に対して不敬の言句あるばかりでなく、世道人心に害ある個所も頗る多く」みえた（『日本及日本人』第一一九号）。さらに、大東

文化学院を解職させられた佐藤仁之助は、井上の態度を「研究的破壊論」と呼び、自らを「伝統的国体擁護論」と称して区別している（同誌第一〇〇号）。

かつて井上の糾弾を蒙った内村鑑三は、この事件を「不思議なる事件」（『日記』大正十五年九月二十六日）とみて、「変れば変る世の中である」（同上）と書いた。では、何がどう変わったのか。まさにそれが「転換期の国家と天皇」の問題であり、沖田報告に即していえば勅語解釈に変化をもたらした思想上のエポックということになる。それは「研究的破壊論」を天皇制の「密教」、「伝統的国体擁護論」を「顕教」とするならば、井上流の「密教」が「顕教」によって封じ込められる過程とみなしうるであろう。

ここで一点だけ付言するならば、シンポジウム当日も述べたように、「近代の天皇」を思想的に説明しようとする場合でも、制度的な研究は不可避と思われることである。「教育勅語」にしても、一九〇七年（明治四十）の公式令制定にともなう閣議書添付の帝室制度調査局による有権解釈において、「勅語」から「詔書」への事実上の格上げが確認され、そこから国民道徳論が展開していったのであり、これがさらに戦時体制下で神格化されていく契機の一つが井上の「筆禍事件」だったのである。「近代の天皇」に関しては、制度面を含めた事実関係のより一層の解明とあわせて、思想解読の精度を高めていかななくてはなるまい。

沖田報告は、テーマの拡散を避けるためかなり慎重に限定を加えながら進められ、決して論争的ではなかったが、そこで提示された個々の問題は多くの示唆に富むものであり、これを契機に「近代の

天皇」をめぐる議論が一層の深まりをみせることに期待したい。

（筑波大学歴史人類学系講師）